

第2章 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

当社は、平成6年8月に産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置し、平成28年2月には変更許可を取得して埋立容量を約87.3万m³に拡張したものである。以後、現在に至るまで当該処分場の運営を継続しており、その残余容量は43万m³を下回ると見込まれている。

これまでの埋立実績を踏まえると、産業廃棄物の埋立処分だけでは、既存処分場の残余年数は約20年と推定される。しかしながら、近年は甚大な自然災害が頻発しており、これに伴い災害廃棄物は想定を上回り発生している。地域における災害廃棄物を受け入れることにより地域の速やかな復旧に寄与し、社会貢献することを計画した。そのため災害廃棄物の受け皿としての整備と産業廃棄物の将来にわたる安定的な処分を継続するため、新たな処分場の計画を推進するものである。

今後、3R+Renewable^{*1}推進活動等の進展に伴い、単純焼却や直接埋立処分する産業廃棄物は減少することが見込まれるが、当面、最終処分場は継続して廃棄物の適正処理に必要な不可欠な施設であり、また、当社が処分業の事業を展開していく上で必要な不可欠な施設である。そのため、この度、既存の最終処分場の近接に、災害廃棄物対策を通じて地域貢献も果たし得る新たな産業廃棄物最終処分場（安定型）を設置する計画に至った。

本事業では、関係する各種法令（法律・政令・省令）や「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」等を遵守し、周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮するとともに、適切な維持管理が可能となるよう計画を立案している。今後とも、高い信頼性を有する施設であると同時に、地域住民からも信頼される施設の設置・運営を目指している。

^{*1}：「3R+Renewable」は、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、再生不可能な資源から再生可能な資源に替える取り組みをいう。

2.2 事業内容

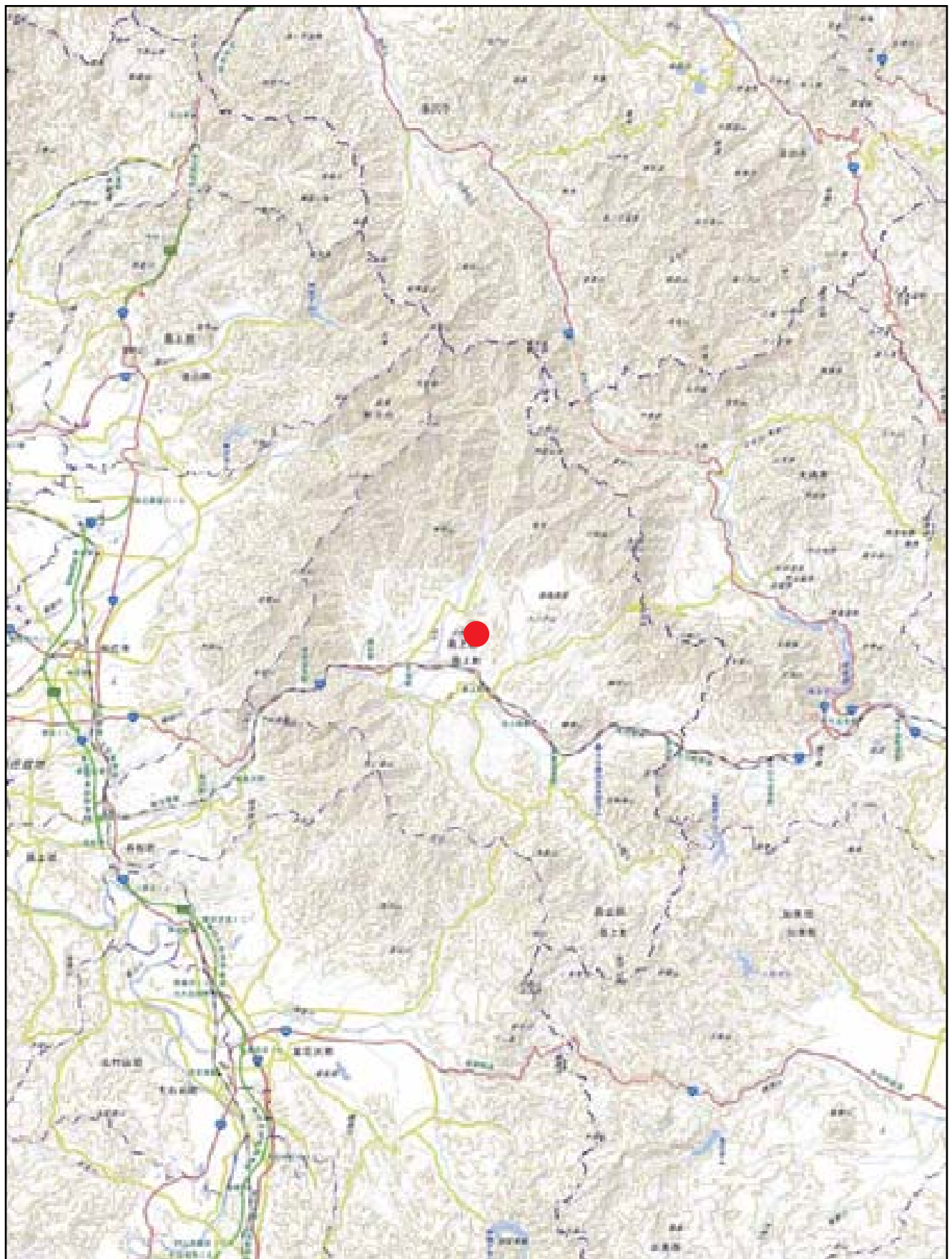
2.2.1 事業の名称等

事業の名称	：（最上町）産業廃棄物最終処分場新設事業
事業実施想定区域	：最上郡最上町大字向町字沢原 1607-9, 1607-14
事業の種類	：安定型産業廃棄物最終処分場の新設

2.2.2 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は、図2.2.1(1)～図2.2.1(3)事業実施想定区域図（広域、周辺、航空写真）に示すとおりである。

事業実施想定区域は、最上郡最上町向町北西の沢原山付近で、既存施設の東側に近隣するエリアに位置する。



凡例

● 事業実施想定区域

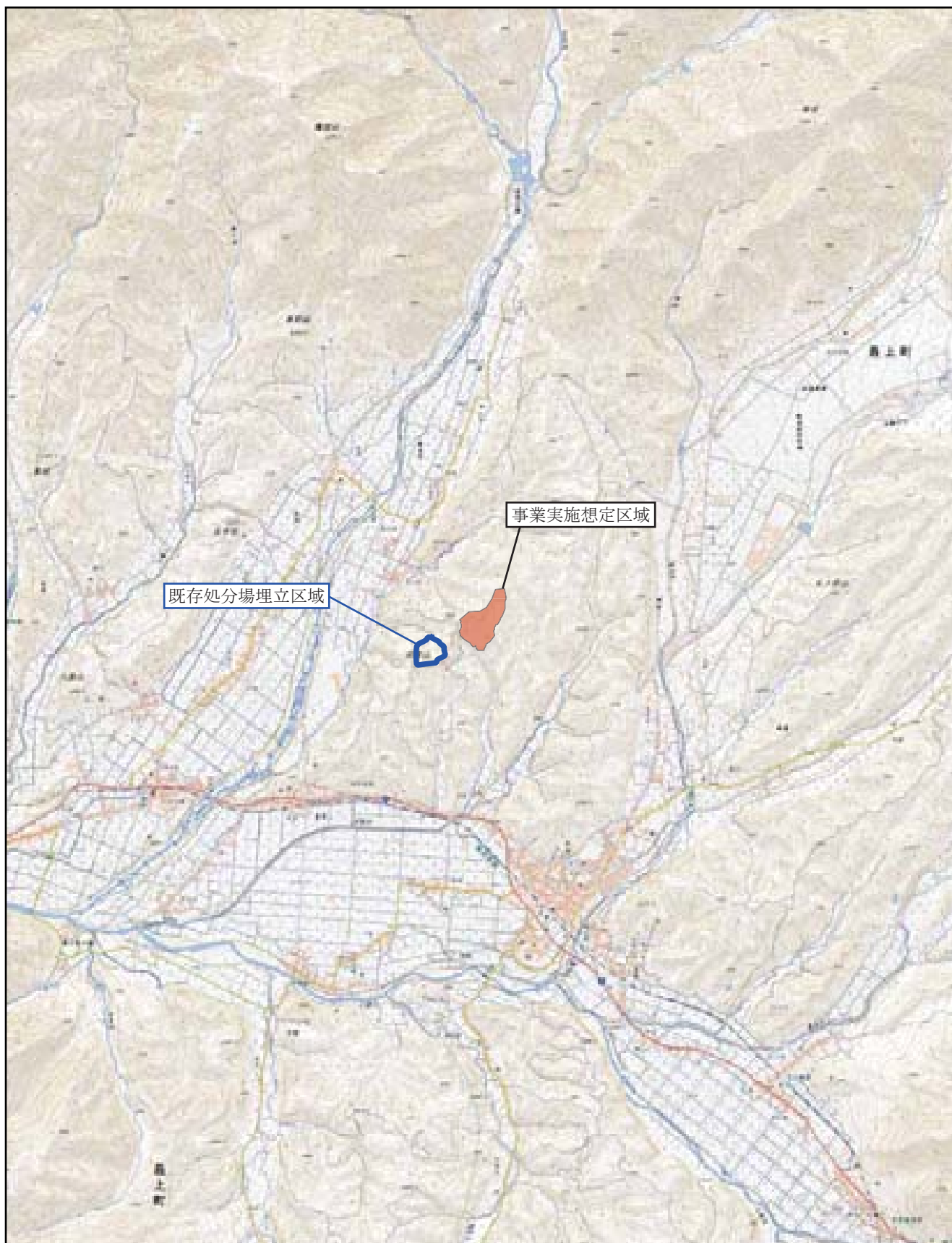


縮尺：1/250,000

0.0km 2.5km 5.0km 7.5km 10.0km



図 2.2.1(1) 事業実施想定区域図（広域）



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/50,000

0.0km 0.5km 1.0km 1.5km 2.0km

図 2.2.1(2) 事業実施想定区域図 (周辺)



凡例



: 事業実施想定区域



: 既存処分場埋立区域



縮尺 : 1/25,000

(m)



図 2.2.1 (3) 事業実施想定区域図 (航空写真)

2.2.3 複数案の設定について

本事業は、既に運用中の安定型最終処分場の敷地と公道を挟んだ向かい側の土地に同様の処分場を新たに整備し、既存の管理棟やトラックスケール等を共用し一体的な管理・運用する計画である。

1) 位置・規模の複数案の設定

現在の事業実施想定区域は、本処分場新設の可能性のある範囲を、実施判断が未定の長期（20 数年以上先）計画となる第 2 期工事も見据え、最大限包含するよう広く設定する。今後、道路整備の進捗状況、法令や規制の適用範囲、周辺の住宅地分布、自然環境などの調査結果を踏まえて区域の絞り込みを行う。

こうしたプロセスは、環境省の「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成 25 年）で示されている「位置・規模の複数案」の絞り込み過程に相当するものである。すなわち、「区域を広めに設定すること」自体が、複数案の一形態とみなすことができる。

なお、すでに運用中の処分場に隣接する土地への整備を検討したが、必要な土地の確保が困難であり、事業目的が達成できないと判断し、「位置・規模の複数案」としては設定していない。

2) 配置・構造の複数案の設定

現時点で、施設の具体的な配置や構造が未確定であり、事業区域の絞り込みも今後の検討事項であるため、「配置・構造の複数案」も設定していない。

3) ゼロオプションの設定

山形県の循環型社会形成推進計画（令和 3 年 3 月）では、処分場の重要性が強調されており、特に災害時の支援機能としての役割が認識されている。このような社会的背景や当社の廃棄物処理体制の長期安定性の観点から、ゼロオプションは現実的ではなく、本配慮書では設定しないこととする。

4) 今後の対応

方法書以降の手続きにおいては、環境配慮の観点から必要に応じて事業計画の見直しを行い、評価手法等に適切に反映させていく。

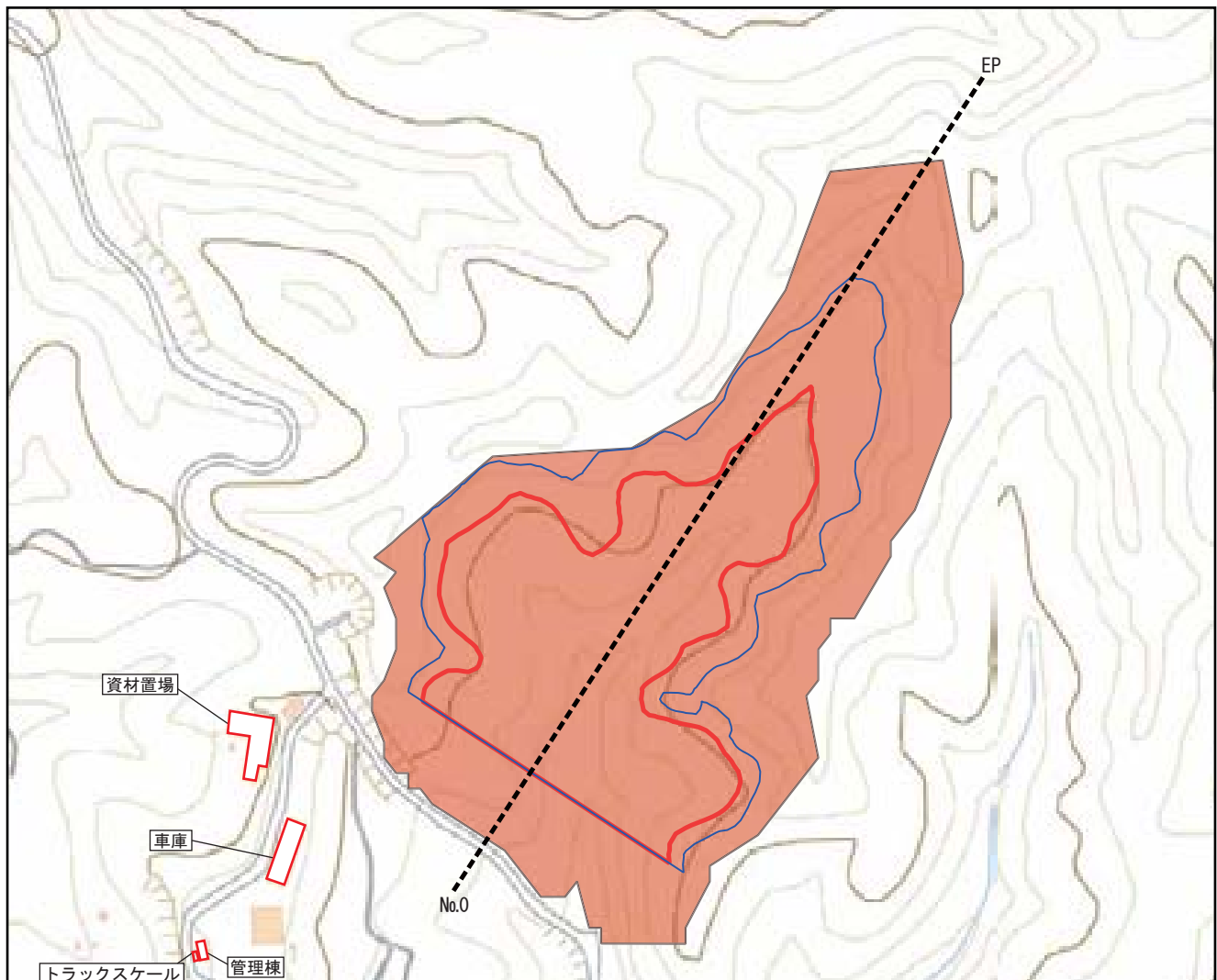
2.2.4 事業計画

1) 事業の規模等

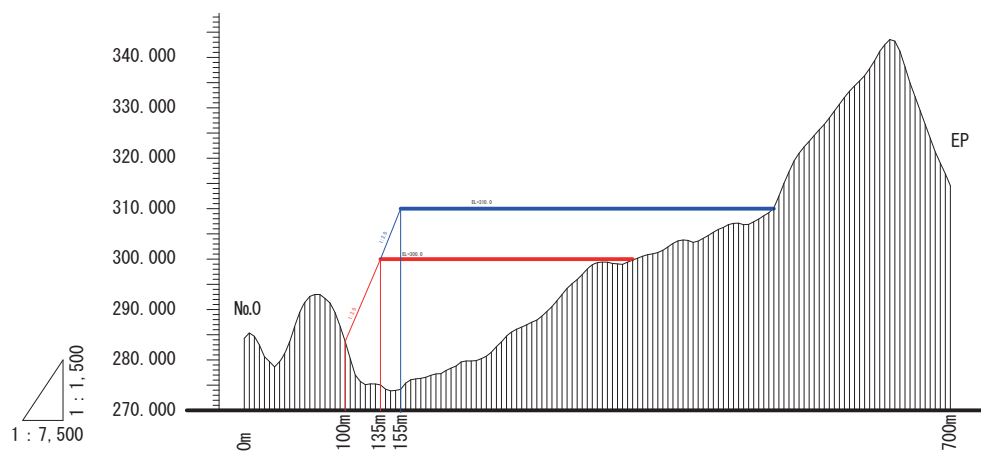
本事業の規模等は、表 2.2.1 に示すとおりである。埋立地位置図（概要図）及び埋立地断面図（概要図）は、図 2.2.2 に示す。

表 2.2.1 本事業の規模等

項 目	事 業 計 画
施設の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型）
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立対象物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい※、石綿含有産業廃棄物 ※令第6条第1項第3号イ(6)環境大臣が指定する産業廃棄物
敷地面積	約130,000m ²
埋立地面積	約72,000m ² (第1期工事：約45,000m ² 、第2期工事：約27,000m ²)
埋立容量	約860,000m ³ (第1期工事：約400,000m ³ 、第2期工事：約460,000m ³)
埋立期間	第1期：令和15年度～令和34年度（20年間） 第2期：令和35年度以降から30年間程度と見込む
用途地域指定	都市計画区域外
土地種別	地域森林計画対象民有林



埋立地図（概略図）



埋立地断面図（概略図）

凡例

- 事業実施想定区域
- 第1期埋立地
- 第2期埋立地
- 断面線
- 現施設を共用する施設



平面図縮尺：1/5,000
0m 50m 100m 150m 200m

図 2.2.2 事業実施想定区域内埋立地図、埋立地断面図（概略図）

2) 施設概要

本事業で計画している施設の構造及び設備の概要は表 2.2.2 に示すとおりである。施設のうち、管理棟、トラックスケール等は既存の処理業と一体的に管理・運用を行うために現在の施設を使用する計画である。

表 2.2.2 施設の構造及び設備計画の概要

区分	種別	仕様等
安定型 最終処分場	コンクリート沢止擁壁	貯留堤として設置する。
	浸透水・雨水沈殿槽 (3槽)	土砂の地区外流出を防止するため、貯留堤の下流側に設置する。
	排水施設 (埋設排水管等)	災害防止のため、浸透水及び雨水の排水施設として埋設排水管や暗渠排水管を設置する。
	施設外周フェンス	関係者以外が埋立地に立ち入ることを防止するために、施設外周に柵を設置する。
	モニタリング施設	浸透水、地下水の水質を把握する目的で採水施設を設置する。
	防火水槽 (50t)	火災発生時の消火用の水を確保するための水槽を設置する。
関連施設	管理棟	現施設を共用する。
	トラックスケール	現施設を共用する。
	車庫・資材置場	現施設を共用する。

3) 埋立計画

(1) 埋立開始予定及び埋立期間

埋立開始時期 : 令和15年度

埋立期間 : 第1期 令和15年度～令和34年度(20年間)

(2) 埋立工法

埋立工法は、廃棄物の飛散を防止する目的でサンドイッチ方式(図2.2.3)を基本とする。

サンドイッチ方式は、廃棄物を水平に敷きならし、廃棄物と覆土を交互に積み重ねるもので、狭い山間等の埋立地で用いられる。



出典：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」

図 2.2.3 サンドイッチ方式

(3) 埋立用機械

埋立作業に使用する機械を表2.2.3に示す。

表2.2.3 埋立用機械

種類	稼働台数
タイヤショベル（コンパクター）	1台
バックホウ	1台

(4) 産業廃棄物の搬入計画

現在の処分場における令和6年度の埋立処理実績を表2.2.4に、過去6年間の埋立量は表2.2.5に示す。過去6年間の平均年間埋立量は、26,165m³/年である。

表2.2.4 令和6年度の埋立処理実績

No.	産業廃棄物の種類	処分量(t)	割合(%)
1	廃プラスチック類	5,757.7	39.8%
2	ガラスくず・陶磁器くず	3,554.6	24.6%
3	がれき類	4,407.4	30.5%
4	金属くず	132.9	0.9%
5	ゴムくず	0.0	0.0%
6	鉱さい（溶融スラグ）	0.0	0.0%
7	石綿含有産業廃棄物	613.9	4.2%
合 計		14,466.5	100.0%

表2.2.5 過去6年間の埋立量実績

	埋立量(m ³) ^{注1)}	年度末残容量(m ³) ^{注2)}
令和元年度	34,178	490,328
令和2年度	25,022	469,640
令和3年度	28,058	445,141
令和4年度	25,792	429,454
令和5年度	23,464	446,199 ^{注3)}
令和6年度	20,475	427,149

^{注1)} 埋設量：マニユフェストから算定した量（m³）

^{注2)} 年度末残容量：測量実測値（m³）、但し、測定日は翌年度の5月に実施（株式会社最上クリーンセンター 資料）

^{注3)} 軽微変更により容量増加

本事業における産業廃棄物の搬入計画を表2.2.6に示す。本事業の埋立開始予定である令和15年度以降の年間総埋立量は、埋立処分する廃プラスチック類の減量を見込み2万m³/年（転圧前）の計画である。

表2.2.6 産業廃棄物の搬入計画

単位：m³

年度	産業廃棄物の種類					年間 総埋立量
	廃プラスチック類	ガラスくず等	がれき類	金属くず	石綿含有産業廃棄物	
令和15年度以降	8,000	7,500	4,200	100	200	20,000

(5) 埋立量

最終的な総埋立容量は、各期において20年程度埋立可能な容量として第1期は約40万m³、第2期は約46万m³を計画している。

(6) 廃棄物運搬車両の運行計画

廃棄物運搬車両の運行計画の概要を表2.2.7に、廃棄物運搬車両の運行経路を図2.2.4に示す。廃棄物の運搬車両台数の日平均は20台（4～10t車）/日を計画している。

表2.2.7 廃棄物運搬車両の運行計画

項 目	内 容
営業時間	8時～17時
搬入時間	9時～16時30分
搬入日	当社で規定する休日と日曜・祝日を除く日
搬入車両台数	10tトラック：12台/日、4tトラック：8台/日
	合計 20台/日
交通安全対策	通勤通学の時間帯を避け、過積載のないようにトラックスケールで秤量し、ドライバーに積載状況を報告する。
	一般車両の交通を優先し、法定速度以下での走行を遵守、急発進・急加速を行わないことを運転手及び関係者に対して指導を徹底する。

4) 給水計画

上水を使用する管理棟は、現在の既存施設を使用するため、新たに上水は必要ない。既存施設で使用している上水は、最上町の簡易水道を受水槽で受水し、そこから場内の管理棟へ配水している。

5) 排水計画

(1) 浸透水

埋立地浸透水の一部は、基盤造成時に敷設する暗渠により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設で再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(2) 雨水

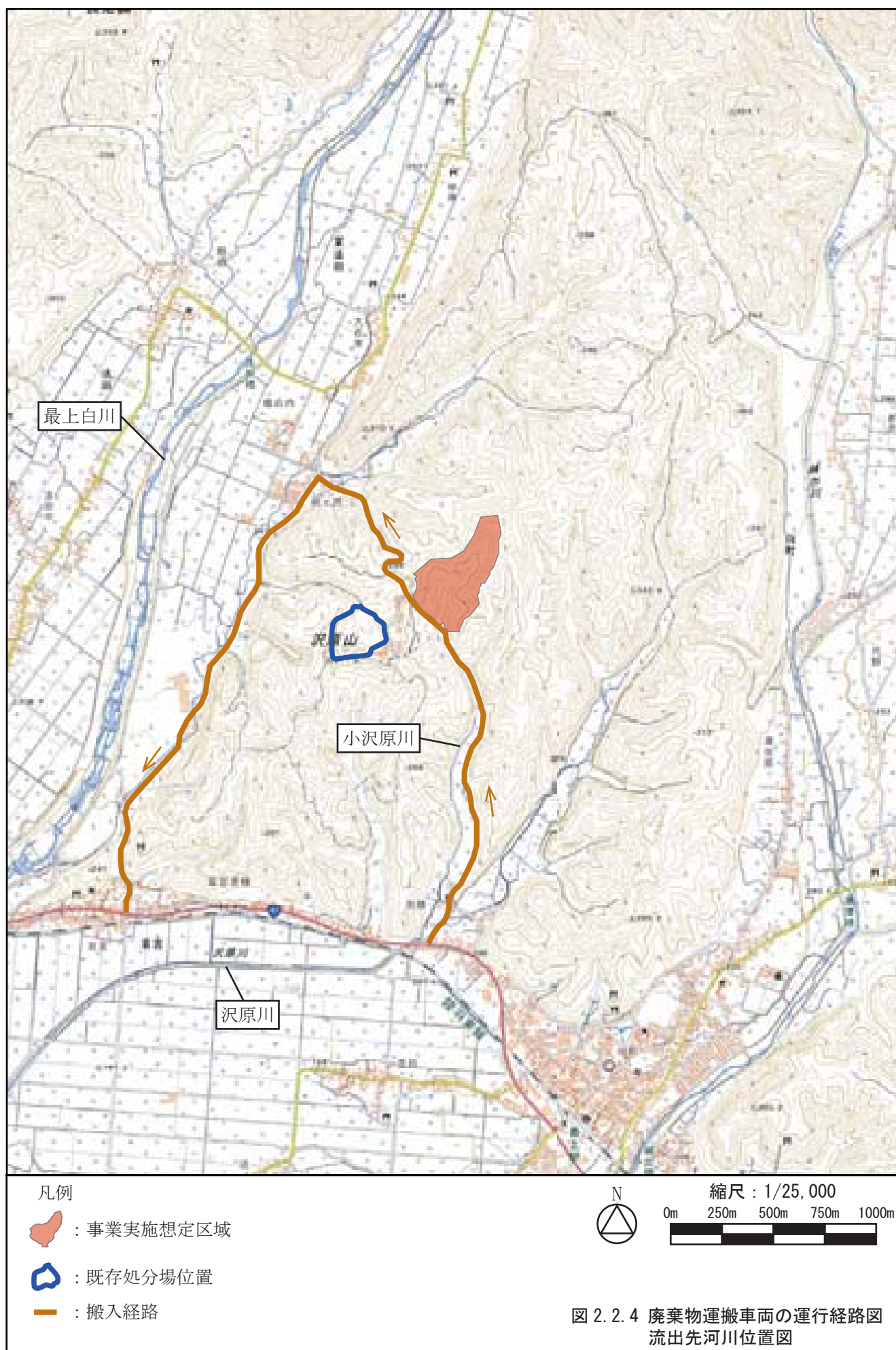
雨水は、雨水排水路により集水し、沈砂池へ導水後、浸透水と同様に、上澄水が小沢原川に流出する計画である。また、既設焼却施設でも再利用する計画である。流出先である小沢原川の位置を図2.2.4に示す。

(3) 管理棟等からの生活排水

管理棟は、現在の既存施設を利用するため、新たに生活排水は発生しない。現在の施設からの生活排水は、場内に設置された浄化槽にて処理した後に、既存最終処分場の外周雨水排水路、沈砂池を通過して専用排水管で最上白川に排水されている。流出先である最上白川の位置を図2.2.4に示す。

(4) 沈砂池水の再利用

本処分場からの浸透水及び雨水等は、基盤造成時に敷設する暗渠や埋立地外周水路により集水し、沈砂池へ導水後、上澄水を既設焼却施設で再利用し、外部への流出を低減する計画である。



6) 環境保全計画

本事業の実施にあたっては、次の事項について環境保全対策を計画する。

(1) 建設時

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 工事に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 使用する工事車両は、点検、整備等の車両管理を適切に行うとともに、工事にあたっては車両の適正な走行速度を遵守するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止対策

- ・ 事前に防災調整池、沈砂池を設置し、雨水及び濁水を貯留させ、必要に応じて濁水処理を行う。

ウ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)
- ・ 重要な動植物が非改変区や周辺区域に確認された場合は、工事関係者への周知を徹底するとともに注意喚起標識を設置する。

(2) 埋立期間中

ア. 大気質への影響及び騒音・振動の軽減対策

- ・ 埋立作業に使用する建設機械等は、可能な限り低公害型の機械を使用し、低速走行、空吹かしの防止等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物運搬業者に対し、廃棄物搬入車両の点検・整備を適切に行うとともに、適正な走行速度の遵守、急発進・急加速を行わないこと等の指導を徹底する。
- ・ 廃棄物搬入車両からの廃棄物の飛散を防止するため、廃棄物の性状によって積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

イ. 水質汚濁防止法

- ・ 浸透水及び地下水の定期的な水質検査を実施する。
- ・ 万が一水質に異常が認められた場合には、埋立を中止しその原因を調査する。また、必要な場合は、掘り起こしての原因物の撤去、浄化処理施設（仮設）の設置等を関係機関と協議のうえ、最も有効な対応を行う。

ウ. 悪臭対策

- ・ 廃棄物受入時の展開検査を徹底し、有機性の廃棄物等の混入を防止する。
- ・ 埋立時には、覆土を行い、必要に応じて薬剤散布を行う。
- ・ 廃棄物搬入車両の積荷をシートで覆い運搬するよう指導する。

エ. 植物・動物・生態系の保全措置

- ・ 低騒音型重機を使用する。(対象：猛禽類)

(3) 埋立終了後

埋立地を緑化し、廃止まで定期的な地温及びガス量の測定を実施するなど、閉鎖後も最終処分場の技術基準に沿って維持管理を行う。

7) 浸透水及び地下水の水質検査

浸透水及び地下水は、定期的に水質検査を行う。浸透水は沈砂池流入前、また、地下水は埋立地の上部及び下部に設置する観測井戸を採水箇所とし、検査項目及び頻度は表2.2.8のとおりとする。

表2.2.8 水質検査項目と頻度

No.	項目	頻度
1	水素イオン濃度 (pH)	1 回/月
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 回/月
3	カドミウム	1 回/年
4	全シアン	1 回/年
5	鉛	1 回/年
6	六価クロム	1 回/年
7	砒素	1 回/年
8	アルキル水銀	1 回/年
9	総水銀	1 回/年
10	ポリ塩化ビフェニル	1 回/年
11	トリクロロエチレン	1 回/年
12	テトラクロロエチレン	1 回/年
13	ジクロロメタン	1 回/年
14	四塩化炭素	1 回/年
15	1,2-ジクロロエタン	1 回/年
16	1,1-ジクロロエチレン	1 回/年
17	1,2-ジクロロエチレン	1 回/年
18	1,1,1-トリクロロエタン	1 回/年
19	1,1,2-トリクロロエタン	1 回/年
20	1,3-ジクロロプロペン	1 回/年
21	チウラム	1 回/年
22	シマジン	1 回/年
23	チオベンカルブ	1 回/年
24	ベンゼン	1 回/年
25	セレン	1 回/年
26	1,4-ジオキサン	1 回/年
27	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1 回/年

※水質検査項目No.2～27と検査頻度については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府 厚生省令第1号、最終改正：令和8年4月1日施行令和7年環境省令第7号）の第二条（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）に基づき設定した。水質検査項目No.1「水素イオン濃度 (pH)」は、独自の検査項目として設定した。

8) 事業計画

本事業は令和12年に着工、令和15年から埋立開始の予定である。概略事業工程を表2.2.9に示す。

表 2.2.9 事業工程表(概略)

項目／年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
用地測量										
林地開発行為変更許可申請										
環境影響評価										
地質調査及び解析（ボーリング調査）										
産業廃棄物最終処分場（安定型）実施設計										
産業廃棄物最終処分場許可申請										
産業廃棄物最終処分場建設工事										
産業廃棄物最終処分場供用開始										